

## 陳述書(第3部)

### 一 鐘ヶ江鑑定人・三和鑑定事務所と被告の癒着について 一

平成26年9月22日



#### 1. はじめに

鐘ヶ江洋三鑑定人の仕事ぶりについてはすでに述べてきましたが、被告三井住友海上は私が在職中から本件訴訟に至るまで、あくまでも鐘ヶ江洋三鑑定人、そして同鑑定人が所属する三和鑑定事務所を異常に思えるほど擁護し続けています。

本陳述書第3部では、この点を中心に述べさせていただきます。

#### 2. 被告による鐘ヶ江鑑定人の不自然な擁護

(1) 私は、鐘ヶ江鑑定人が、ずさん極まりなく、まともな損害調査業務を行わず、ぞんざい、かつ、不誠実な態度を取り続けていることを本件訴訟で主張しましたが、それに対する被告の反論はいずれも不自然極まりなく、中には以下のとおり、保険会社として信じがたい主張もあります。

被告準備書面(3)の6ページの11行目において、被告は「鑑定人は、水害の事故の場合、浸水の深さを測ればそれでよく、特に詳しい損害調査は必要としない」と主張していますが、保険会社にいた者として、これほど信じられない主張はありません。

さらには、被告準備書面(7)の1ページ目の下から1行目においては、「特に火災事故においては、鑑定人は損害調査は不可能…」などという主張

は、鑑定人制度の成り立ちそのものを根底から覆すさらに信じがたい主張です。

- (2) 陳述書（第2部）で述べましたが、原告が鐘ヶ江鑑定人と同行した山陰地方での東芝の水害事故で問題となったのは、「動産総合保険」という種類の保険で、これは、事故現場で、きっちりと「損害額」と「保険価額」を算出しなければ支払保険金を計算できない保険です。

$$\text{支払保険金} = \text{損害額} \times (\text{契約金額} \div \text{保険価額})$$

現に、鐘ヶ江鑑定人の損害調査によって、契約者側（保険代理店）から、「それは払い過ぎですよ。そんなに払わなくていいですよ！」と、損害調査部門の人間としてこれ以上ないという恥ずかしい思いをしたことは「陳述書（第2部）」に詳細に記述したとおりです。

それに対して、被告は、前記のとおり、「鑑定人は、水害の事故の場合、浸水の深さを測ればそれでよく、特に詳しい損害調査は必要としない」と損害保険会社としてあるまじき、いや有り得ない、「自殺行為」とも言える暴論を弄してまで、鐘ヶ江鑑定人を擁護しています。

- (3) たとえば、シャープの栃木工場の損害約10億円という超大口事故において、鐘ヶ江鑑定人がきちんとすべき損害調査をまったくしなかったことについて私が裁判で主張したことについて、被告は「商品管理システムを導入している契約者の事故は、事故時のそのデータを契約者からもらえばそれによく、特に鑑定人が事故現場で詳しい損害調査をする必要はない」と主張（被告準備書面（3）、6ページの8行目）をしていますが、鐘ヶ江鑑定人を庇うためなら、ついにはこのようなことまで言うのかと、ただ驚き、あきれるばかりです。

商品管理システム（POS）は、今や町の「コンビニ」等の商店、メーカーの在庫管理、倉庫管理等で広く使用されています。商品のバーコードをレジで読み込むのも「商品管理システム」の典型ですから、今では「商品管理

システム」を導入していない商店や企業を探す方が難しいくらいです。

それに、管理されているデータはあくまでも契約者側のデータですから、やろうと思えばいくらでも保険事故の損害額を自由に操作・改ざんして、虚偽のデータを保険会社に提出することができます。そのように契約者側が自由に操作・改ざん可能なデータをそのまま鵜呑みにして損害調査をするとの主張は、損害保険会社として自殺行為に等しい暴論です。そこまでして鐘ヶ江鑑定人を庇わなければならないのは、被告と鐘ヶ江鑑定人・三和鑑定事務所との癒着を物語る以外のなにものでもありません。

### 3. 三和鑑定事務所と被告の異常な癒着

(1) 上記のとおり、被告と鐘ヶ江鑑定人との癒着はもちろんのこと、同鑑定人が所属する三和鑑定事務所と被告の癒着もひどいものでした。鐘ヶ江鑑定人と癒着しているというよりも、三和鑑定事務所との癒着を維持するために鐘ヶ江鑑定人が存在していたという方がわかり易いでしょう。年齢的にも中堅鑑定人の鐘ヶ江洋三氏が被告の大坂事務所に常駐していたことからも充分それは窺えます。

被告は、関西地区に多数の鑑定事務所があるにもかかわらず、ほとんどの業務を三和鑑定事務所に依頼し、特に損害が大きくて鑑定料も高い、いわゆる「大口事故」はすべて三和鑑定事務所に集中的に仕事を回していました。

被告の関西地区では損害調査のほとんどの管理職が、三和鑑定事務所と通常の業務の関係を超えたつながりを持っていましたし、三和鑑定事務所とうまくやっていける人間が出世するシステムになっていました。それとは逆に、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所の問題点を追及する「正しいことを主張する組織にとって困った社員」である私は当然のことながら、激しい虐待、報復を受けることになったのです。

(2) さらに、損害額が大きく鑑定料の高い「大口事故」を鐘ヶ江鑑定人や三

和鑑定事務所に集中して回していただけではなく、被告は三和鑑定事務所と、「損害額が1,000万円以上の大口事故の鑑定料は3割増しとする」という契約を結んでいました。鑑定料の大きい大口事故の損害調査を依頼されるだけでも、通常の鑑定事務所は大変ありがたいことなのに、無条件に「損害額が1,000万円以上の大口事故の鑑定料は3割増しとする」という契約を結んでいること自体が、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所との癒着および特定の業者への利益供与であることは言うまでもありません。それどころか、時には「この事故の損害調査は結構手間がかかったから、3割増しではなく5割増しにしろ」と三和鑑定事務所の方から要求するという信じられないことも度々ありました。このように、被告は、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所のいいなりに莫大な鑑定料を支払っていたので、伝え聞いた話によると、三和鑑定事務所は被告のことを「打ち出の小づち」と呼んでいたそうです。

(3) 原告は、当初、被告が鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所に儲けさせているのは、関西地区の特殊な事情があると思っていましたので、東京の本社の人事部等管理部門に訴えれば、本社の管理部門が調査に乗り出し、このような異常な癒着によるコンプライアンス違反も無くなるものと考えていました。しかしながら、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所との関係は、関西地区だけの問題ではなく、被告の本社も含めたいわゆる「会社ぐるみ」だったのです。

(4) 今思えば、私は大阪に転勤する前から鐘ヶ江鑑定人の名前を知っていました。その理由は、鐘ヶ江鑑定人が上京すると、損害調査部門の管理職が鐘ヶ江鑑定人を知らない若い社員までにも大号令をかけて召集され、鐘ヶ江鑑定人の「大歓迎会」を開くからです。地方の一鑑定人が上京したからと言ってこのような「大歓迎会」を催すなど、他の鑑定人では鐘ヶ江鑑定人以外例がありません。そのため、若い社員などは鐘ヶ江鑑定人を知らない自分たちも、なぜ「大歓迎会」に動員されるのか不思議に思っていました。私自身はその「大歓迎会」に出席したことはありませんが、動員されて参加した若い

社員らによるとその「大歓迎会」では、鐘ヶ江鑑定人が王侯のようにふるまつて威張り、会社の管理職たちから「いいか、お前たちも大阪に転勤したら鐘ヶ江鑑定人様のご機嫌を伺うのだぞ」と言われんばかりの雰囲気だったそうです。

そしてその参加費用は、動員された社員達は自分で払ったことは無いとのことですので、被告の経費でその「大歓迎会」の経費は支払われていたと充分推察されます。このように被告と鐘ヶ江鑑定人および三和鑑定事務所との間には、被告主張の「護る理由がない」どころか、何らかの特別な理由があり、そのため癒着が存在していたことは言うまでもありません。

(5) 原告が大阪から高松に転勤した際に、被告は「大正海上」から「三井海上」に社名を変更しました。その変更を記念した機関紙(社内報または代理店向け機関紙等のどれか)の特別号が発行され、被告にとって重要な関係先、取引先、顧客として特に選ばれた企業としてわずか10社ほど紹介されていました。しかし、その表紙の裏の上段を見て驚きました。その中に三和鑑定がその10社の中のひとつとして紹介されていたのです。

損害保険大手である被告には、社員、株主、代理店、契約者、取引先等被告と関係ある企業や人は無数にあり、その中から選ばれた10社と言えば、トヨタ自動車、三井物産、東レ等の大口保険契約者をはじめとして、全国でも指折りの超大型代理店等最重要関係先と言っても過言ではありません。いずれも被告にとって無くてはならない極めて重要な会社であり、それらの名だたる企業の中でも約10社に選ばれるだけでも大変な事なのに、その中に鑑定人事務所がそれに入るなど、常識的に有り得えません。まして全国に数多ある鑑定業者の中からただ一社だけ、一地方の一鑑定事務所に過ぎない三和鑑定事務所がわざわざ紹介されていましたので、極めて異質かつ奇妙なこの記事には、他の多数の社員も首をかしげていました。

(6) さらに、2012(平成24)年、タイの大洪水に関する記事が社内機

関紙に掲載されたときにも、鐘ヶ江鑑定人が「大変活躍した鑑定人」として、名前や写真付きで2ページにもわたって紹介(乙第26号証)されていました。

被告の社内機関紙において、特定の鑑定人や鑑定業者が、それも鑑定人が名前や写真付きでこのように2ページにもわたり大々的に賛辞つきで紹介されることなど、他に例がありません。

社内報は社員のために発行するものですから、当然活躍した社員を主体に社内報に載せるべきであるにもかかわらず、鑑定人をこのように社内報で大々的に賛辞すること自体が異質かつ奇妙であり、前の例と同様、多数の社員や元社員がこの社内報の内容に首をかしげていました。

被告は、鐘ヶ江鑑定人を載せたのは例外的ではなく、本社で業務依頼している鑑定事務所の鑑定人も載せているとして乙第28号証を提出しましたが、それは小さな紹介記事で、タイの洪水の記事の鐘ヶ江鑑定人を賞賛する提灯記事とはまったく性格が異なるものです。被告のほかの社員や元社員も同様の感想を述べていました。

#### 4. まとめ

以上、被告と鐘ヶ江鑑定人および同鑑定人の所属する三和鑑定事務所との癒着は明らかであり、否定のしようがありません。

以上